第５号様式 (第４条関係)

(その１)

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和７年　　月　　日

令和７年９月21日執行　屋久島町議会議員選挙

候補者氏名　　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |
| --- | --- |
| ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 作　　成　　枚　　数 | 枚 |
| 作　　成　　金　　額 | 円 |

備考

１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

２　ビラ作成業者が屋久島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第１項(同条第２項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、屋久島町に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(１) 枚　数　　　1,600枚

(２) 限度額　　　８円38銭（単価）×当該作成枚数